

森 林 土 木 工 事 共 通 仕 様 書

令和 2 年 4 月

鹿児島県環境林務部

目 次

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則	1
--------------	---

第2章 土工

第1節 通則	18
--------------	----

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用	31
第2節 適用すべき諸基準	31
第3節 レディーミクストコンクリート	31
第4節 コンクリートミキサー船	33
第5節 現場練りコンクリート	33
第6節 運搬・打設	34
第7節 鉄筋工	38
第8節 型枠・支保	40
第9節 暑中コンクリート	40
第10節 寒中コンクリート	41
第11節 マスコンクリート	42
第12節 水中コンクリート	42
第13節 水中不分離性コンクリート	44
第14節 プレパックドコンクリート	45
第15節 袋詰コンクリート	47

第2編 材料編

第1章 一般事項

第1節 適用	48
第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	48

第2章 工事材料

第1節 土	50
第2節 石	50
第3節 骨材	50
第4節 木材	58
第5節 鋼材	59
第6節 セメント及び混和材料	62
第7節 セメントコンクリート製品	65

第 8 節 漆青材料	6 5
第 9 節 植生材料	6 8
第 10 節 目地材料	7 0
第 11 節 塗 料	7 0
第 12 節 道路標識及び区画線	7 0
第 13 節 その他	7 1

第3編 森林土木工事共通編

第1章 総 則

第 1 節 総 則	7 2
-----------	-------	-----

第2章 一般施工

第 1 節 適用	7 7
第 2 節 適用すべき諸基準	7 7
第 3 節 共通的工種	7 8
第 4 節 基礎工	1 0 4
第 5 節 石・ブロック積(張)工	1 1 6
第 6 節 一般舗装工	1 1 8
第 7 節 地盤改良工	1 4 2
第 8 節 工場製品輸送工	1 4 6
第 9 節 構造物撤去工	1 4 6
第 10 節 仮設工	1 5 0
第 11 節 軽量盛土工	1 5 7
第 12 節 工場製作工(共通)	1 5 7
第 13 節 橋梁架設工	1 7 3
第 14 節 法面工(共通)	1 7 5
第 15 節 擁壁工(共通)	1 8 7
第 16 節 床版工	1 8 8

第4編 治山防潮工編

第1章 築堤・護岸

第 1 節 適用	1 9 0
第 2 節 適用すべき諸基準	1 9 0
第 3 節 矢板護岸工	1 9 0

第2章 堤防・護岸

第 1 節 適用	1 9 1
第 2 節 適用すべき諸基準	1 9 1
第 3 節 地盤改良工	1 9 1

第4節 護岸基礎工	192
第5節 護岸工	194
第6節 擁壁工	196
第7節 天端被覆工	196
第8節 波返工	196
第9節 裹法被覆工	197
第10節 カルバート工	197
第11節 排水構造物工	198
第12節 付属物設置工	199
第13節 付帯道路工	200
第14節 付帯道路施設工	200

第3章 砂丘造成

第1節 適用	201
第2節 適用すべき諸基準	201
第3節 砂丘造成	201
第4節 森林造成	201
第5節 防風林の造成	202

第5編 溪間・山腹工等

第1章 共通施工

第1節 適用	203
第2節 適用すべき諸基準	203
第3節 伐開, 除根等	203
第4節 剥削工及び残土処理	203
第5節 床掘及び埋戻し	204
第6節 盛土工	204
第7節 基礎工	205
第8節 石積(張)工及びコンクリートブロック積(張)工	205
第9節 鉄線籠工	207
第10節 矢板工	207
第11節 管渠工	207
第12節 枠工	208
第13節 鋼製柵工	208
第14節 金網張工	209

第2章 コンクリート工

第3章 溪間工

第1節 適用	211
第2節 適用すべき諸基準	211
第3節 法面工	211
第4節 仮締切工	212
第5節 コンクリート治山ダム工	212
第6節 鋼製治山ダム工	214
第7節 木製治山ダム工	215
第8節 根固工	216
第9節 治山ダム付属物設置工	216
第10節 付帯道路工	217
第11節 付帯道路施設工	218

第4章 流路工

第1節 適用	219
第2節 適用すべき諸基準	219
第3節 護岸工	219
第4節 床固工	220
第5節 根固・水制工	220
第6節 流路付属物設置工	221

第5章 山腹工

第1節 総則	222
第2節 適用すべき諸基準	222
第3節 のり切工	222
第4節 階段切付工	223
第5節 軽量盛土工	223
第6節 土留工	223
第7節 埋設工	224
第8節 落石防護工	224
第9節 暗渠工	225
第10節 山腹水路工	226
第11節 構工	228
第12節 筋工	229
第13節 伏工	230
第14節 実播工	231
第15節 吹付工	231
第16節 法枠工	233
第17節 植栽工	234
第18節 山腹工付属物設置工	234

第 19 節 植栽木の活着判定	235
-----------------	-----

第6章 地すべり防止工

第 1 節 適用	239
第 2 節 適用すべき諸基準	239
第 3 節 暗渠工	239
第 4 節 集水井工	240
第 5 節 排水トンネル工	240
第 6 節 排土工及び押さえ盛土工	242
第 7 節 杭工	242
第 8 節 シャフト工（深礎工）	243
第 9 節 アンカーアー工	243
第 10 節 地すべり防止工付属物設置工	244

第7章 森林整備

第 1 節 一般事項	245
第 2 節 植栽	245
第 3 節 保育	246
第 4 節 歩道整備	248

第8章 保安林管理道整備

第 1 節 保安林管理道	249
--------------	-----

第9章 仮設工

第 1 節 一般事項	250
第 2 節 工事用仮設道路	250
第 3 節 仮締切工	250
第 4 節 水替工	250
第 5 節 仮水路工	251
第 6 節 足場工	251
第 7 節 作業構台工	251
第 8 節 ケーブルクレーン架設	251
第 9 節 モノレール	252
第 10 節 防塵対策	253
第 11 節 防護施設工	253
第 12 節 除雪工	253

第10章 植栽工

第 1 節 通則	254
----------	-----

第2節 樹木等	254
第3節 植栽工	255
第4節 移植工	256
第5節 張芝工	256
第6節 その他	256

第6編 林道

第1章 林道

第1節 適用	259
第2節 適用すべき諸基準	259
第3節 工場製作工	259
第4節 地盤改良工	260
第5節 法面工	260
第6節 軽量盛土工	261
第7節 擁壁工	261
第8節 石・ブロック工	263
第9節 カルバート工	263
第10節 排水施設工	264
第11節 落石雪害防止工	267

第2章 舗装

第1節 適用	269
第2節 適用すべき諸基準	269
第3節 地盤改良工	269
第4節 舗装工	270
第5節 排水構造物工	270
第6節 踏掛版工	271
第7節 防護施設工	272
第8節 区画線工	273

第3章 橋梁下部

第1節 適用	274
第2節 適用すべき諸基準	274
第3節 工場製作工	275
第4節 工場製品輸送工	275
第5節 軽量盛土工	276
第6節 橋台工	276

第 7 節 RC 橋脚工	277
第 8 節 鋼製橋脚工	278
第 9 節 護岸基礎工	281
第 10 節 矢板護岸工	281
第 11 節 法覆護岸工	282
第 12 節 擁壁護岸工	283

第 4 章 鋼橋上部

第 1 節 適用	284
第 2 節 適用すべき諸基準	284
第 3 節 工場製作工	284
第 4 節 工場製品輸送工	285
第 5 節 鋼橋架設工	285
第 6 節 橋梁現場塗装工	286
第 7 節 床版工	287
第 8 節 橋梁付属物工	287
第 9 節 歩道橋本体工	287
第 10 節 鋼橋足場等設置工	288

第 5 章 コンクリート橋上部

第 1 節 適用	289
第 2 節 適用すべき諸基準	289
第 3 節 工場製作工	289
第 4 節 工場製品輸送工	290
第 5 節 PC 橋工	290
第 6 節 プレビーム桁橋工	291
第 7 節 PC ホロースラブ橋工	293
第 8 節 RC ホロースラブ橋工	294
第 9 節 PC 版桁橋工	295
第 10 節 PC 箱桁橋工	295
第 11 節 PC 片持箱桁橋工	296
第 12 節 PC 押出し箱桁橋工	297
第 13 節 橋梁付属物工	298
第 14 節 コンクリート橋足場等設置工	298

第 6 章 木造橋上部

第 1 節 適用	299
第 2 節 適用すべき諸基準	299

第3節 木造橋上部	299
-----------	-----

第7章 道路維持

第1節 適用	301
第2節 適用すべき諸基準	301
第3節 舗装工	301
第4節 排水構造物工	304
第5節 防護柵工	305
第6節 標識工	306
第7節 軽量盛土工	306
第8節 擁壁工	306
第9節 石・ブロック積工	307
第10節 カルバート工	307
第11節 法面工	308
第12節 橋梁床板工	308
第13節 橋梁付属物工	311
第14節 現場塗装工	311
第15節 トンネル	312
第16節 道路付属物復旧工	313
第17節 除草工	314
第18節 応急処理工	314

第8章 道路修繕

第1節 適用	316
第2節 適用すべき諸基準	316
第3節 工場製作工	316
第4節 工場製品輸送工	317
第5節 舗装工	317
第6節 排水構造物工	318
第7節 縁石工	319
第8節 防護柵工	319
第9節 標識工	319
第10節 区画線工	320
第11節 軽量盛土工	320
第12節 擁壁工	320
第13節 石・ブロック積工	321
第14節 カルバート工	321
第15節 法面工	322
第16節 落石雪害防止工	322

第 17 節 橋梁床板工	3 2 3
第 18 節 鋼桁工	3 2 3
第 19 節 橋梁支承工	3 2 4
第 20 節 橋梁付属物工	3 2 4
第 21 節 橋脚巻立工て	3 2 5
第 22 節 現場塗装工	3 2 9
第 23 節 トンネル工	3 2 9

森林土木工事共通仕様書

平成 元年 4 月制定

平成 4 年 4 月改定

平成 8 年 4 月改定

平成 18 年 4 月改定

平成 20 年 4 月改定

平成 23 年 4 月改定

平成 26 年 4 月改定

平成 28 年 10 月改定

平成 31 年 4 月改定

令和 2 年 4 月改定

環境林務部工事監査